詐欺　宅建 H14-01-1　≪#526≫

【問】 正誤をつけよ。

Aが、Bの詐欺によって、A所有の建物をCに売却する契約をした。Aは、Bの詐欺を、Cが知っているときでないと、売買契約の取消しをすることができない。

【答え】 誤り

≪ポイント≫　詐欺

1　**詐欺**による意思表示は、**取り消す**ことができる。

2　相手方に対する意思表示について**第三者が詐欺**を行った場合においては、**相手方**がその**事実を知り**、又は**知ることができたとき**に限り、その意思表示を**取り消す**ことができる。（民法 96 条 1 項、2 項）

⇒　相手方が、**悪意・善意有過失**のとき、取り消すことができる